

## 横須賀市子育て支援拠点事業及び一時預かり事業事業者募集要領

この要領は、(仮称)中央こども園において、令和4年度から新たに開始する予定の横須賀市子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を委託する候補者を選考するにあたり、必要な事項を定めたものである。

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

横須賀市子育て支援拠点事業及び一時預かり事業

#### (2) 事業内容

ア 地域子育て支援拠点事業実施要綱(別添1)、横須賀市地域子育て支援拠点事業基本方針(別添2)を遵守し、保護者の子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

イ 一時預かり事業実施要綱(別添3)、すくすくかん一時預かり事業基本方針(別添4)を遵守し、一時的に家庭での保育が困難となった家庭の乳児及び幼児を預かり、保護者が安心して子育てができる環境を整備する。

#### (3) 発注方法

プロポーザル方式

#### (4) 予定金額(税抜)(12か月)

		33,140,000円(税抜)
内 訳	横須賀市子育て支援拠点事業	14,290,000円(税抜)
	一時預かり事業	18,850,000円(税抜)

提案は上記の予定金額を超えることはできない。

#### (5) 契約期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日(36か月) ※長期継続契約とする。

## 2 選考概要

### (1) 担当課

当該プロポーザルの事務は、次の課が行います。

〒238-8550

横須賀市小川町 16 番地はぐくみかん 5 階

横須賀市民生局こども育成部保育課

電 話： 046-822-9002

E-mail: [ncm-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:nem-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp)

### (2) 選考方法

当市は本事業を行うにあたり、児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業と児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業を一体的に行い、効率的運営ができることを希望している。

ただし、一時預かり事業については、保護者様から子どもをお預かりし、その間子どもの安全を保障しなければならないため、委託料の高低以外に、意欲的かつ経験豊かな事業者を選考する必要があることから、事業者選考は次のとおり行うこととする。

NO	項目	選考方法
1	1 次選考（書類審査、財務審査）	・参加申込書／宣誓書類を確認し、参加資格要件を満たさない者のみ失格とする。
2	2 次選考（プレゼンテーション）	・1 次選考通過事業者の企画提案書及びプレゼンテーション内容を評価する。 ・最高評価点等を得た事業者及び最高評価点に対して、90%以上（端数のあった場合は、小数点第 1 位を四捨五入） の評価点を得た事業者が合格。
3	最終選考	・2 次選考通過事業者による競争見積もり合わせ。 ・見積もり金額の合計額がもっとも低い事業者を契約候補者に選考する。

### (3) 参加資格要件

本案件に参加及び応募できる者は、参加申込書／宣誓書類の提出時点で、以下に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、参加申込書／宣誓書類の提出後において、要件を満たさなくなった場合は参加および応募を認めません。

ア 社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、株式会社、NPO 法人（以下「事業者」という。）であること。

イ 法人設立後、事業実績が 3 年以上ある事業者で、かつ、直近 3 年の会計年度において、地域子育て支援拠点事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3 年連続して

損失を計上していないこと。

ウ 平成23年度以降に、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を地方自治体から受託し、運営した実績があること。

エ 平成23年度以降に、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を地方自治体から受託し、運営した実績があること。なお、認可保育所の運営をする中で、一時預かり事業を運営した実績があることを含む。

オ 横須賀市に納付すべき市税を滞納していないこと。

カ 団体が、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団※1及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等※2でないこと。

※1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

※2 暴力団経営支配法人等とは、法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等※3に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

※3 暴力団員等とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

#### （4）本プロポーザルのスケジュール（予定）

項目	日程（令和3年度）
公募開始	8月23日（月）
質問書の受付	8月23日（月）～9月16日（木）
質問書に対する回答	9月21日（火）
質問書公開	9月21日（火）
参加申込書／宣誓書類の受付	8月23日（月）～9月30日（木）
1次選考結果の通知	11月2日（火）
提案書等の提出	11月4日（木）～11月19日（金）
2次選考（プレゼン）	12月8日（水）
2次選考結果の通知	12月15日（水）
見積書の提出	12月20日（月）～12月22日（水）12時まで
最終選考（見積もり合わせ）	12月22日（水）14時
最終選考の通知・公表	12月22日（水）
委託契約締結	令和4年4月1日（金）

### 3 質問の受付・回答の公表

本プロポーザルや本事業に関する質問がある参加希望者は、質問書（様式1）を次により提出してください。

#### (1) 提出書類

ア 質問書

#### (2) 質問の受付

ア 提出方法 Eメールに添付（送信する際に電話連絡をしてください。）

イ 提出期限 令和3年9月16日（木）まで

ウ 提出先 横須賀市民生局こども育成部保育課

エ メールアドレス ncm-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

#### (3) 回答の公表

質問に対する回答は、次により公表します。

ア 公表方法 本募集要領を掲載のホームページに公表

イ 公表日 令和3年9月21日（火）

### 4 参加申込書／宣誓書類

本プロポーザルに参加する者は、次により参加申込書／宣誓書類を提出してください。

#### (1) 提出書類

ア 申込書類チェックリスト（様式2）

イ 参加申込書／宣誓書（様式3）

ウ 運営状況書（様式4）

エ 地域子育て支援拠点事業の状況（様式5）

オ 一時預かり事業の状況（様式6）

カ 収支予算書（様式7）

キ 定款・財務諸表等（様式8）

ク 暴力団排除に係る個人情報の外部提供同意書（様式9）

ケ 市税に関して未納のないことについての確認同意書（様式10）

#### (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出部数 8部

イ 提出方法 持参

ウ 提出期限 令和3年9月30日（木）まで

エ 提出先 〒238-8550

横須賀市小川町16番地はぐくみかん5階

横須賀市民生局こども育成部 保育課 宛

(3) 1次選考結果の通知

参加申込書／宣誓書類を提出した者に対して、参加資格要件等を満たしているかの1次選考を行い、その結果を次により通知します。

- ア 通知方法 参加申込書／宣誓書（様式3）に記載されたメールアドレスあてに通知  
イ 通知日 令和3年11月2日（火）

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書\_1（様式11\_1）  
イ 企画提案書\_2（様式11\_2）  
ウ 実施事業の様子を記録したDVD等（記録時間は10分以内）

(2) 提出方法及び提出期限等

- ア 提出部数 1部（紙）  
イ 提出方法 郵送・持参  
ウ 提出期間 令和3年11月4日（木）～11月19日（金）まで  
エ 提出先 〒238-8550

横須賀市小川町16番地はぐくみかん5階  
横須賀市民生局こども育成部 保育課 宛

(3) 企画提案書（様式11\_1、11\_2）の作成について

- ア (1)から(5)まで、決められた枠内に字数が収まらない場合は追加してください。  
イ (1)から(3)については、必ず触れていただくポイントがありますので、文章内に記載してください。記載のない場合でも失格ではありません。  
ウ 提出はこちらで用意した企画提案書のみとしてください。

(4) 注意事項

- ・企画提案書の内容は、予定金額内で実現可能な内容としてください。
- ・企画提案書の内容については、あくまでも事業者の選考を目的としたものであり、必ずしも当該事業の運営方法に100%反映することを担保するものではありません。
- ・各様式では、指定の場所以外に、会社名、住所、ロゴマーク、参加者を特定できる表示は一切しないで下さい。

## 6 2次選考「プレゼンテーション」の実施

選考は、参加者から提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションにより審査、採点します。審査、採点は、選考委員会が公正かつ厳正に審査、採点を行います。

### (1) 日時

令和3年12月8日(水)

### (2) 場所

横須賀市小川町16番地はぐくみかん5階会議室

### (3) 実施方法

ア プレゼンテーションは参加各社5名以内で実施します。

イ プレゼンテーションは公開を原則とし、提出した企画提案書をもとに説明していただきます。

ウ 提出した企画提案書以外のもの、図や写真で説明したい場合は、パソコンを使用したスクリーンに投影する方法を用いて行うことを認めます。その場合は、事前に担当課までお知らせください。

エ 受付時間及び開始時間については、参加申込書／宣誓書(様式3)に記載されたメールアドレスあてに通知します。

オ 実施時間については、1事業者につき50分程度(プレゼンテーション35分以内、質疑15分程度)を予定しています。なお、プレゼンテーションの実施時間には、事前に提出していただいているDVD等に規則された実施事業の様子を映像で選考委員会委員に確認していただく時間が含まれます。

カ 受付時間までに受付ができなかった場合、参加を辞退したものとします。なお、交通事情などにより、やむを得ない事由により受付時間までに受付ができない場合は、受付時間までに担当課に連絡してください。

キ プレゼンテーションで使用する資料等には、社名及び社名の分かるロゴ等はいれなくてください。

### (4) 評価項目、評価基準及び配点

ア 評価及び採点は、各委員が別表「2次選考 評価基準・評価点表」に基づき行います。

### (5) 最終選考に参加できる者

ア 最高評価点であった事業者

イ 最高評価点に対して、90%以上(端数のあった場合は、小数点第1位を四捨五入)の評価点を得た事業者

### (6) 選考結果の通知

全参加者に対して、次により結果を通知します。

ア 通知方法 参加申込書／宣誓書(様式3)に記載されたメールアドレスあてに通知します。

イ 通知日 令和3年12月15日(水)

## 7 見積書の作成・提出

2次選考を通過した参加者は、最終選考「競争見積もり合わせ」にあたって、次により見積書を作成し提出してください。

### (1) 見積書の作成

次の事項を確認の上、見積書を作成してください。

ア 見積書（様式12）を使用してください。

イ 作成方法 提出日、住所または所在地、商号又は名称、代表者氏名、見積金額を記入し、代表者印を押印してください。

ウ 記載する見積もり金額は12か月分を記載ください。

エ 記載金額が以下の予定金額（税抜）（12か月）を超えた場合は無効となります。

		33,140,000円（税抜）
内 訳	横須賀市子育て支援拠点事業	14,290,000円（税抜）
	一時預かり事業	18,850,000円（税抜）

### (2) 見積書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出方法 持参

※任意の封筒に封入封緘の上、割印（見積書に押印した代表者印と同印）をして提出してください。

※封筒には、「横須賀市子育て支援拠点事業及び一時預かり事業（見積書在中）」と「商号又は名称」を記入してください。

ウ 提出期間 令和3年12月20日（月）～12月22日（水）12時まで

※8時30分から17時（12時から13時、土日を除く）に受け付けます。

エ 提出先 横須賀市民生局こども育成部 保育課 はぐくみかん5階

## 8 最終選考「競争見積もり合わせ」の実施

2次選考通過者から提出された見積書について、次により競争見積もり合わせを実施し、本業務の契約候補者を選考します。

### (1) 「競争見積もり合わせ」の日時・場所

ア 日時 令和3年12月22日（水）14時

イ 場所 はぐくみかん5階

ウ 立会 競争見積もり合わせに参加する各事業者2名まで任意で立ち会うことができます。

### (2) 契約候補者の選考方法

2次選考を通過した参加者で見積もり合わせを行い、横須賀市子育て支援拠点事業お

よび一時預かり事業の見積もり金額の合計がもっとも低い額を提示した参加者を本事業の契約候補者として決定します。ただし、同額の見積書を提出した参加者が2以上ある場合は、2次選考における評価点数が最も高い参加者を本業務の契約候補として決定します。また、評価点数も同点であった場合は、くじ引きにより決定します。

### (3) 選考結果の通知

競争見積もり合わせ全参加者に対して、次により結果を通知します。

#### ア 通知内容

契約候補者 : 選考の旨の通知及び打合せ等の連絡

その他の参加者 : 選考外となった旨の通知

#### イ 通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスあてに通知

#### ウ 通知日 令和3年12月22日(水)

## 9 契約の締結

市は、契約候補者と業務の詳細や契約内容に関して必要な協議を行い、提出された見積書の金額で随意契約を締結します。

契約期間は3年間(令和4年4月1日から令和7年3月31日)とする。

なお、その者との協議が整わない場合、その者が業務を遂行できないと認められる場合、その者が契約までに資格要件を満たさなくなった場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 10 事業開始の準備

契約候補者は、前述契約内容の協議において、横須賀市と事業開始に必要なと思われる備品等について協議する。

備品等の費用については、令和3年度当初予算内の範囲で横須賀市が支出する。

また、令和4年3月中旬から令和4年4月1日の事業開始までの間、当該事業に従事する予定の者を当該事業実施場所にて、事業開始に支障をきたさぬよう研修等を行うこととする。

## 11 子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の現在の実施者からの引継ぎ

契約候補者は、令和4年4月から子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を安心安全に実施していくことを目的に、現在の実施者から以下の内容の引継ぎを令和4年3月末までに実施する。

なお、契約候補者と現在の実施者との引継ぎを行う日程等の調整は横須賀市が行う。

### <引継ぎ内容>

#### (1) 子育て支援拠点事業

ア 現在の実施事業についての引継ぎを行う。

- イ 現在連携している地域関連機関についての引継ぎを行う。
  - ウ 継続的利用者の特徴等の引継ぎを行う。
  - エ 継続的支援者への過去の援助内容及び今後の援助方針の引継ぎを行う。
- (2) 一時預かり事業
- ア 継続的利用者の特徴（性格、アレルギーの有無、配慮を要する利用者への対応等）についての引継ぎを行う。
  - イ 毎月実施される行事、年間行事の引継ぎを行う。
  - ウ 現在連携している地域関連機関についての引継ぎを行う。

## 12 プロポーザル参加に際しての留意事項

### (1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ア 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合を含む）
- イ 期限内に提出書類が提出されなかった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- オ 上限金額を超える見積り額を提示した場合
- カ その他、本要領に違反した場合

### (2) 提出書類の取り扱い

- ア 提出された書類の返却はしません。
- イ 提出書類の差し替えは認めません。
- ウ 本プロポーザルの実施にあたり、提出書類の複製を作成する場合があります。

### (3) 費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

### (4) プロポーザルの延期及び中止

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。

### (5) 本プロポーザル結果の公表

最終選考後に、2次・最終選考結果については、本募集要領を掲載しているホームページに公表します。（商号又は社名については、1次選考通過事業者のみを公表します。）